**「第３次かまくら人権施策推進指針」素案へのご意見を募集します**

　鎌倉市では、人権施策推進の基本理念、方向性を示す基軸となる「かまくら人権施策推進指針」を平成16年３月に策定し、平成26年１月の改訂を経て令和５年度において「第３次かまくら人権施策推進指針」の策定作業を進めています。この度、「第３次かまくら人権施策推進指針」素案をまとめましたので、広く市民等の皆様からご意見を募集します。

**１　意見募集期間**

　　令和５年12月25日（月）から令和６年１月24日（水）まで**＜期間内必着＞**

**２　提出方法及び提出先**

　　意見書の提出は、意見応募用紙（裏面）又は任意書式をご利用いただき、任意書式の場合は、住所・氏名・電話番号及び「第３次かまくら人権施策推進指針素案についての意見」である旨を記入してください。（住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記載してください。）

次の提出先へ、郵便、ファックス、電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提  出  先 | 郵便 | 〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号  　　　　　　鎌倉市　共生共創部　地域共生課 |
| ファックス | 0467-23-8700　　※宛先に「地域共生課あて」と記載してください。 |
| 電子メール | ※　件名に「第３次かまくら人権施策推進指素案についての意見」と記載してください。 |
| 直接持参 | 地域共生課（市役所本庁舎１階44番窓口）  ※　市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館及び玉縄図書館にも回収箱が設置してあります。 |

※　電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできませんが、事情により、上記の方法で提出できない場合は、ご相談ください。

**３　提出できる方**（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号に規定された「市民等」）

　・市内に住所を有する方

　・市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方

　・市内の学校に在学する方

　・市に対し納税義務を有する方

　・この事案に利害関係を有する方

**４　素案の閲覧場所**

　　地域共生課（本庁舎１階44番窓口）、市役所本庁舎ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館、腰越支所、深沢支所、大船支所、玉縄支所及び市ホームページ

（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　　<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/danjo/jinken-bosyu.html>）

**５　意見等の公表**

　　いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除き、後日市ホームページにて公表します。個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

**６　問い合わせ先**

　　鎌倉市共生共創部地域共生課　電話0467-23-3000　内線2604

**「第３次かまくら人権施策推進指針」素案に対する意見応募用紙**

提出期間：令和５年12月25（月）～令和６年１月24日（水）**＜必着＞**

担当：鎌倉市共生共創部地域共生課

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記入してください。） |
| 氏名 |  |
| 法人・その他団体等の名称 | （法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。） |
| 電話番号（連絡先） |  |
| 区分  （該当するものにチェックしてください。） | □　市内に住所を有する方  □　市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方  □　市内の学校に在学する方  □　市に対し納税義務を有する方  □　この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。）  理由： |
| 意見記入欄（欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。） | |
|  | |